

第 51 号議案

茨城県教育庁組織規則等の一部を改正する規則

(茨城県教育庁組織規則の一部改正)

第 1 条 茨城県教育庁組織規則（昭和 46 年茨城県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

部	課及び室
総務企画部	総務課 財務課 生涯学習課 文化課 私学振興室
学校教育部	教育改革課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 保健体育課 生徒支援・いじめ対策推進室

第 5 条第 2 項の表義務教育課の項を削る。

第 12 条第 1 項中「に、室長及び室長補佐」を「及び生徒支援・いじめ対策推進室に、室長、室長補佐及び係長」に改め、同条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、室の事務を総括整理することを命じられている者の職務は、当該事務のほか、室長の指定する事務を整理するものとし、それ以外の者の職務は、室長の指定する事務の整理に限るものとする。

第 12 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とする。

第 13 条第 2 項の表教育改革推進監の項の次に次のように加える。

教育指導監	部外	特に重要な教育指導の改善及び充実のための指導助言に関する事務
-------	----	--------------------------------

別表第 1 総務企画部の部生涯学習課の項第 2 号中「（保健体育課の所管に係るものを除く。）」を削り、同項第 8 号中「，県立白浜少年自然の家」を削る。

別表第 1 総務企画部の部私学振興室の項中「義務教育課及び高校教育課並びに」を「生徒支援・いじめ対策推進室及び」に改める。

別表第 1 学校教育部の部義務教育課（生徒支援・いじめ対策推進室）の項を削る。

別表第 1 学校教育部の部高校教育課の項中第 17 号から第 19 号までを削る。

別表第 1 学校教育部の部高校教育課（高校教育改革推進室）の項中第 20 号を第 17 号とし、第 21 号から第 23 号までを 3 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 学校教育部の部保健体育課の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 学校教育部の部保健体育課（健康教育推進室）の項中第 11 号を第 10 号とし、第 12 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 学校教育部の部に次のように加える。

生徒支援・いじめ対策推進室

- 1 市町村立学校，県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校に係る生徒指導に関すること。
- 2 市町村立学校，県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校に係るいじめ対策に関すること。
- 3 私立小学校，私立中学校，私立義務教育学校，私立高等学校及び私立中等教育学校に係るいじめ対策に関すること。

（茨城県教育委員会公印規則の一部改正）

第2条 茨城県教育委員会公印規則（昭和 36 年茨城県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 茨城県教育庁課長（私学振興室の室長を含む。以下同じ。）の印の項中「私学振興室」の次に「及び生徒支援・いじめ対策推進室」を加え、同表学校以外の教育機関（茨城県立歴史館，茨城県水戸生涯学習センター，茨城県県北生涯学習センター，茨城県鹿行生涯学習センター，茨城県県南生涯学習センター，茨城県県西生涯学習センター，茨城県立中央青年の家，茨城県立白浜少年自然の家，茨城県立さしま少年自然の家及び茨城県立里美野外活動センターを除く。以下同じ。）の印の項中「，茨城県立白浜少年自然の家，」を「及び」に改め、「及び茨城県立里美野外活動センター」を削る。

別表第2 （4） 茨城県教育庁課長印の表中「私学振興室」の次に「及び生徒支援・いじめ対策推進室」を加える。

（茨城県教育委員会褒賞等に関する規則の一部改正）

第3条 茨城県教育委員会褒賞等に関する規則（昭和 38 年茨城県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表茨城県教育庁の本庁の課（私学振興室を含む。以下同じ。）若しくは教育事務所又はその職員の項中「私学振興室」の次に「及び生徒支援・いじめ対策推進室」を加える。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月21日提出

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

（提案理由）

生徒支援・いじめ対策推進室及び教育指導監の設置等に伴い、関係規則について所要の改正をしようとするもの。

改正案	現行																
(部並びに課及び室の設置) 第5条　本庁に、次の表の左欄に掲げる部を置き、当該部に、それぞれ同表右欄に掲げる課及び室を置く。	(部並びに課及び室の設置) 第5条　本庁に、次の表の左欄に掲げる部を置き、当該部に、それぞれ同表右欄に掲げる課及び室を置く。																
<table><tr><th>部</th><th>課及び室</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>学校教育部</td><td>教育改革課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 保健体育課 <u>生徒支援・いじめ対策推進室</u></td></tr></table>	部	課及び室	(略)	(略)	学校教育部	教育改革課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 保健体育課 <u>生徒支援・いじめ対策推進室</u>	<table><tr><th>部</th><th>課及び室</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>学校教育部</td><td>教育改革課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 保健体育課</td></tr></table>	部	課及び室	(略)	(略)	学校教育部	教育改革課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 保健体育課				
部	課及び室																
(略)	(略)																
学校教育部	教育改革課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 保健体育課 <u>生徒支援・いじめ対策推進室</u>																
部	課及び室																
(略)	(略)																
学校教育部	教育改革課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 保健体育課																
2　前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表右欄に掲げる室（以下「課内室」という。）を置く。	2　前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表右欄に掲げる室（以下「課内室」という。）を置く。																
<table><tr><th>課</th><th>室</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>削除</u></td><td><u>削除</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	課	室	(略)	(略)	<u>削除</u>	<u>削除</u>	(略)	(略)	<table><tr><th>課</th><th>室</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>義務教育課</u></td><td><u>生徒支援・いじめ対策推進室</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	課	室	(略)	(略)	<u>義務教育課</u>	<u>生徒支援・いじめ対策推進室</u>	(略)	(略)
課	室																
(略)	(略)																
<u>削除</u>	<u>削除</u>																
(略)	(略)																
課	室																
(略)	(略)																
<u>義務教育課</u>	<u>生徒支援・いじめ対策推進室</u>																
(略)	(略)																
(室長等) 第12条　私学振興室 <u>及び生徒支援・いじめ対策推進室</u> に、室長， <u> </u> 室長	(室長等) 第12条　私学振興室_____に、室長及び室長																

補佐及び係長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 室長補佐は、上司の命を受け、室の事務を整理し、室長を補佐する。
ただし、室の事務を総括整理することを命じられている者の職務は、当該事務のほか、室長の指定する事務を整理するものとし、それ以外の者の職務は、室長の指定する事務の整理に限るものとする。

削除

4 係長は、上司の命を受け、分担事務を処理する。

(参事等)

第13条 (略)

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表右欄に掲げる事務を処理する。

職	組織	職務
教育改革推進監	(略)	(略)
教育指導監	部外	<u>特に重要な教育指導の改善及び充実のための指導助言に関する事務</u>
(略)	(略)	(略)

別表第1 本庁の部並びに課及び室の分掌事務（第6条）

補佐_____を置く。

2 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 室長補佐は、上司の命を受け、室の事務を整理し、室長を補佐する。

4 第1項に定めるもののほか、室に係長を置くことができる。

5 係長は、上司の命を受け、分担事務を処理する。

(参事等)

第13条 (略)

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表右欄に掲げる事務を処理する。

職	組織	職務
教育改革推進監	(略)	(略)
_____	_____	_____
(略)	(略)	(略)

別表第1 本庁の部並びに課及び室の分掌事務（第6条）

総務企画部

(略)

生涯学習課

1 (略)

2 青少年教育，成人教育その他の社会教育に関する事
_____。

3～6 (略)

8 県立図書館，県水戸生涯学習センター，県県北生涯学習センター，
県鹿行生涯学習センター，県県南生涯学習センター，県県西生涯学
習センター，県立中央青年の家_____及び県立さ
しま少年自然の家に関する事。

(略)

私学振興室

私立学校に関する事（生徒支援・いじめ対策推進室及び茨城県行
政組織規則（昭和42年茨城県規則第46号）第5条第1項の規定により
設置された子ども未来課の所管に係るものを除く。）。

学校教育部

(略)

義務教育課

1～16 (略)

削除

総務企画部

(略)

生涯学習課

1 (略)

2 青少年教育，成人教育その他の社会教育に関する事（保健体育
課の所管に係るものを除く。）。

3～6 (略)

8 県立図書館，県水戸生涯学習センター，県県北生涯学習センター，
県鹿行生涯学習センター，県県南生涯学習センター，県県西生涯学
習センター，県立中央青年の家，県立白浜少年自然の家及び県立さ
しま少年自然の家に関する事。

(略)

私学振興室

私立学校に関する事（義務教育課及び高校教育課並びに茨城県行
政組織規則（昭和42年茨城県規則第46号）第5条第1項の規定により
設置された子ども未来課の所管に係るものを除く。）。

学校教育部

(略)

義務教育課

1～16 (略)

（生徒支援・いじめ対策推進室）

高校教育課

1～16 (略)

削除

削除

削除

(高校教育改革推進室)

- 17 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の適正配置及び魅力ある学校・学科の在り方に関する事。
- 18 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の設置、廃止、名称変更等に関する事。
- 19 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に関する事。
- 20 県立高等学校進学学力検査並びに県立中学校及び県立中等教育学校の進学適性検査に関する事。

17 市町村立学校に係る生徒指導に関する事。

18 市町村立学校に係るいじめ対策に関する事。

19 私立小学校、私立中学校、私立義務教育学校及び私立中等教育学校の前期課程に係るいじめ対策に関する事。

高校教育課

1～16 (略)

17 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係る生徒指導に関する事。

18 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係るいじめ対策に関する事。

19 私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程に係るいじめ対策に関する事。

(高校教育改革推進室)

- 20 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の適正配置及び魅力ある学校・学科の在り方に関する事。
- 21 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の設置、廃止、名称変更等に関する事。
- 22 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に関する事。
- 23 県立高等学校進学学力検査並びに県立中学校及び県立中等教育学校の進学適性検査に関する事。

(略)

保健体育課

1 (略)

削除

2 県営ライフル射撃場に関する事。

3 公益財団法人茨城県スポーツ協会に関する事。

4 市町村立学校及び県立学校の教職員に対する学校体育の指導及び助言に関する事。

5 学校体育に関する事。

6 スポーツ関係団体との連絡及び調整に関する事。

7 スポーツ推進審議会に関する事。

8 競技力の向上に関する事。

9 その他スポーツに関する事（生涯スポーツに関する事を除く。）。

(健康教育推進室)

10 市町村立学校及び県立学校の教職員に対する学校保健、学校安全及び学校給食の指導及び助言に関する事。

11 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関する事。

12 学校保健、学校安全及び学校給食に係る関係団体に関する事。

13 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。

(略)

保健体育課

1 (略)

2 県立里美野外活動センターに関する事。

3 県営ライフル射撃場に関する事。

4 公益財団法人茨城県スポーツ協会に関する事。

5 市町村立学校及び県立学校の教職員に対する学校体育の指導及び助言に関する事。

6 学校体育に関する事。

7 スポーツ関係団体との連絡及び調整に関する事。

8 スポーツ推進審議会に関する事。

9 競技力の向上に関する事。

10 その他スポーツに関する事（生涯スポーツに関する事を除く。）。

(健康教育推進室)

11 市町村立学校及び県立学校の教職員に対する学校保健、学校安全及び学校給食の指導及び助言に関する事。

12 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関する事。

13 学校保健、学校安全及び学校給食に係る関係団体に関する事。

14 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。

14 その他学校保健，学校安全及び学校給食に関すること。

生徒支援・いじめ対策推進室

- 1 市町村立学校，県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校に係る生徒指導に関すること。
- 2 市町村立学校，県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校に係るいじめ対策に関すること。
- 3 私立小学校，私立中学校，私立義務教育学校，私立高等学校及び私立中等教育学校に係るいじめ対策に関すること。

15 その他学校保健，学校安全及び学校給食に関すること。

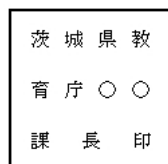
茨城県教育委員会公印規則 新旧対照表

改正案		現行	
別表第 1		別表第 1	
種類	管守者	種類	管守者
(略)		(略)	
茨城県教育庁課長（私学振興室及び生徒支援・いじめ対策推進室の室長を含む。以下同じ。）の印	当該課長	茨城県教育庁課長（私学振興室の _____ 室長を含む。以下同じ。）の印	当該課長
(略)		(略)	
学校以外の教育機関（茨城県立歴史館，茨城県水戸生涯学習センター，茨城県県北生涯学習センター，茨城県県鹿行生涯学習センター，茨城県県南生涯学習センター，茨城県県西生涯学習センター，茨城県立中央青年の家及び茨城県立さしま少年自然の家 _____ を除く。以下同じ。）の印	当該教育機関の長	学校以外の教育機関（茨城県立歴史館，茨城県水戸生涯学習センター，茨城県県北生涯学習センター，茨城県県鹿行生涯学習センター，茨城県県南生涯学習センター，茨城県県西生涯学習センター，茨城県立中央青年の家，茨城県立白浜少年自然の家，茨城県立さしま少年自然の家及び茨城県立里美野外活動センターを除く。以下同じ。）の印	当該教育機関の長
(略)		(略)	
別表第 2		別表第 2	

公印のひな型及び寸法

(略)

(4) 茨城県教育庁課長の印



21ミリメートル平方

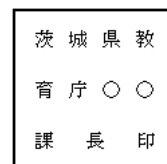
注 「課長」の文字は、
私学振興室及び生徒
支援・いじめ対策推進
室の室長の印にあつ
ては、「室長」と置き
換えること。

(略)

公印のひな型及び寸法

(略)

(4) 茨城県教育庁課長の印



21ミリメートル平方

注 「課長」の文字は、
私学振興室_____

の室長の印にあつ
ては、「室長」と置き
換えること。

(略)

茨城県教育委員会褒賞等に関する規則 新旧対照表

改正案	現行												
(被表彰者の推薦) 第4条 被表彰者の推薦は、下表の左欄に掲げるものについて同表の右欄に掲げる者が、個人については個人表彰推薦書(様式第1号)を、団体等については団体等表彰推薦書(様式第2号)を提出することにより行うものとする。	(被表彰者の推薦) 第4条 被表彰者の推薦は、下表の左欄に掲げるものについて同表の右欄に掲げる者が、個人については個人表彰推薦書(様式第1号)を、団体等については団体等表彰推薦書(様式第2号)を提出することにより行うものとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 660 784 703">被表彰候補者</th><th data-bbox="788 660 1108 703">推薦者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 707 784 842">茨城県教育庁の本庁の課(私学振興室及び生徒支援・いじめ対策推進室を含む。以下同じ。) 若しくは教育事務所又はその職員</td><td data-bbox="788 707 1108 842">当該所属課所等の長</td></tr> <tr> <td data-bbox="235 845 784 888">(略)</td><td data-bbox="788 845 1108 888"></td></tr> </tbody> </table>	被表彰候補者	推薦者	茨城県教育庁の本庁の課(私学振興室及び生徒支援・いじめ対策推進室を含む。以下同じ。) 若しくは教育事務所又はその職員	当該所属課所等の長	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 660 1680 703">被表彰候補者</th><th data-bbox="1684 660 2004 703">推薦者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 707 1680 842">茨城県教育庁の本庁の課(私学振興室_____を含む。以下同じ。) 若しくは教育事務所又はその職員</td><td data-bbox="1684 707 2004 842">当該所属課所等の長</td></tr> <tr> <td data-bbox="1131 845 1680 888">(略)</td><td data-bbox="1684 845 2004 888"></td></tr> </tbody> </table>	被表彰候補者	推薦者	茨城県教育庁の本庁の課(私学振興室_____を含む。以下同じ。) 若しくは教育事務所又はその職員	当該所属課所等の長	(略)	
被表彰候補者	推薦者												
茨城県教育庁の本庁の課(私学振興室及び生徒支援・いじめ対策推進室を含む。以下同じ。) 若しくは教育事務所又はその職員	当該所属課所等の長												
(略)													
被表彰候補者	推薦者												
茨城県教育庁の本庁の課(私学振興室_____を含む。以下同じ。) 若しくは教育事務所又はその職員	当該所属課所等の長												
(略)													

茨城県教育庁組織規則等の改正について

1 改正する規則

茨城県教育庁組織規則

茨城県教育委員会公印規則

茨城県教育委員会褒賞等に関する規則

2 改正内容

(1) 生徒支援・いじめ対策推進室の設置（学校教育部）

いじめ事案等の増加に対し学校種を問わず対応できる体制とすることで、児童や生徒への支援を強化するため、生徒支援・いじめ対策推進室を設置するもの。

(2) 教育指導監の設置（部外）

特に優れた指導力を持つ教員を行政職として配置し、教育指導の改善等を図ることで教員の指導力の向上を図るため、教育指導監を設置するもの。

(3) その他所要の改正

3 施行年月日

令和7年4月1日

茨城県教育庁等事務専決規程等の一部を改正する訓令

(茨城県教育庁等事務専決規程の一部改正)

第 1 条 茨城県教育庁等事務専決規程（昭和 40 年茨城県教育委員会訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「私学振興室」の次に「及び生徒支援・いじめ対策推進室」を加える。

第 7 条第 1 項中「第 5 項，第 6 項，第 33 項から第 50 項」を「第 4 項，第 5 項，第 32 項から第 49 項」に改める。

別表第 2 中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項から第 53 項までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 3 2 学校教育部の部高校教育課の項課長専決事項の欄第 9 項中第 13 号及び第 14 号を削り、第 15 号を第 13 号とし、第 16 号を第 14 号とする。

別表第 3 2 学校教育部の部に次のように加える。

生徒支援・いじめ対策推進室		1 茨城県県立学校管理規則に関する次のこと（中学校，高等学校及び中等教育学校に係るものに限る。）。 (1) 第 38 条第 2 項の規定による生徒の退学処分等の報告の受理 (2) 第 39 条第 2 項の規定による出席停止の報告のうち，児童及び生徒の性行不良に係る出席停止の報告の受理
---------------	--	--

(茨城県教育委員会教育長事務委任規程の一部改正)

第 2 条 茨城県教育委員会教育長事務委任規程（昭和 40 年教育委員会訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項から第 22 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

(茨城県教育庁事務代決規程の一部改正)

第 3 条 茨城県教育庁事務代決規程（昭和 41 年茨城県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「私学振興室」の次に「及び生徒支援・いじめ対策推進室」を加える。

(茨城県教育庁等職員服務規程の一部改正)

第 4 条 茨城県教育庁等職員服務規程（昭和 41 年茨城県教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号及び第 4 条第 2 項中「私学振興室」の次に「及び生徒支援・いじめ対策推進室」を加える。

(茨城県教育庁文書管理規程の一部改正)

第 5 条 茨城県教育庁文書管理規程（昭和 45 年茨城県教育委員会訓令第 3 号）の一部を次の

ように改正する。

別表第1中「保健体育課〔保体〕」の次に「，生徒支援・いじめ対策推進室〔生支〕」を加える。

（茨城県教育委員会事務専決規程の一部改正）

第6条 茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「私学振興室」の次に「及び生徒支援・いじめ対策推進室」を加える。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月21日提出

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

（提案理由）

生徒支援・いじめ対策推進室の設置等に伴い、関係訓令について所要の改正をしようとするもの。

茨城県教育庁等事務専決規程 新旧対照表

改正案	現行
(課長の共通的専決事務) 第3条 課長(私学振興室<u>及び生徒支援・いじめ対策推進室</u>の室長を含む。以下同じ。)は、教育長に委任された事務のうち、別表第2に掲げる事務(課内室を置く課長にあつては、第7条第1項に規定する課内室の室長(以下「課内室長」という。以下同じ。)の専決事項を除く。)を専決するものとする。 (課内室長の専決事務) 第7条 課内室長は、別表第2に掲げる課長の共通的専決事項のうち、課内室に係る事務(第<u>4</u>項、第<u>5</u>項、第<u>32</u>項から第<u>49</u>項までの事務で、他の課長に合議を要しないものに限る。)を専決するものとする。 別表第2 課長の共通的専決事項 <u>(削除)</u> <u>1</u> 所属職員(以下「課員」という。)所属係及び事務分担の決定 <u>2</u> 課員の職務専念義務の免除並びに週休日及び勤務時間の割振り並びに休日勤務に係る勤務の免除並びに年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認	(課長の共通的専決事務) 第3条 課長(私学振興室_____の室長を含む。以下同じ。)は、教育長に委任された事務のうち、別表第2に掲げる事務(課内室を置く課長にあつては、第7条第1項に規定する課内室の室長(以下「課内室長」という。以下同じ。)の専決事項を除く。)を専決するものとする。 (課内室長の専決事務) 第7条 課内室長は、別表第2に掲げる課長の共通的専決事項のうち、課内室に係る事務(第<u>5</u>項、第<u>6</u>項、第<u>33</u>項から第<u>50</u>項までの事務で、他の課長に合議を要しないものに限る。)を専決するものとする。 別表第2 課長の共通的専決事項 <u>1</u> <u>茨城県教育委員会臨時職員管理規程(昭和51年茨城県教育委員会教育長訓令第2号)第2条に規定する臨時職員の任免その他の人事及び給与の決定</u> <u>2</u> 所属職員(以下「課員」という。)所属係及び事務分担の決定 <u>3</u> 課員の職務専念義務の免除並びに週休日及び勤務時間の割振り並びに休日勤務に係る勤務の免除並びに年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項の規定による職員の部分休業の承認及び同条第3項において準用する育児休業法第5条第2項の規定による職員の部分休業の承認の取消し
- 4 課員の時間外勤務，休日勤務，夜間勤務等の命令
- 5 課員の旅行命令及びその復命の受理
- 6 課員の扶養親族の認定
- 7 課員の通勤手当に係る確認及び決定
- 8 課員の初任給調整手当に係る認定
- 9 課員の住居手当に係る確認及び決定
- 10 課員の単身赴任手当に係る確認及び決定
- 11 課員の児童手当に係る認定
- 12 課員の子ども手当に係る認定
- 13 課員の服務に関する諸届の受理
- 14 1件の金額5,000万円未満の補助金，負担金，貸付金，償還金，積立金，繰出金，扶助的性格の経費等の交付等の決定，承認，取消し，返還命令等
- 15 1件の予定価格5,000万円未満の財産の取得
- 16 1件の予定賃貸料年額又は総額3,000万円未満の財産の借入れ
- 17 前3項に規定するもののほか，1件の金額5,000万円（工事の施行及び製造の請負並びに工事用原材料の購入に係るものについては3

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項の規定による職員の部分休業の承認及び同条第3項において準用する育児休業法第5条第2項の規定による職員の部分休業の承認の取消し
- 5 課員の時間外勤務，休日勤務，夜間勤務等の命令
- 6 課員の旅行命令及びその復命の受理
- 7 課員の扶養親族の認定
- 8 課員の通勤手当に係る確認及び決定
- 9 課員の初任給調整手当に係る認定
- 10 課員の住居手当に係る確認及び決定
- 11 課員の単身赴任手当に係る確認及び決定
- 12 課員の児童手当に係る認定
- 13 課員の子ども手当に係る認定
- 14 課員の服務に関する諸届の受理
- 15 1件の金額5,000万円未満の補助金，負担金，貸付金，償還金，積立金，繰出金，扶助的性格の経費等の交付等の決定，承認，取消し，返還命令等
- 16 1件の予定価格5,000万円未満の財産の取得
- 17 1件の予定賃貸料年額又は総額3,000万円未満の財産の借入れ
- 18 前3項に規定するもののほか，1件の金額5,000万円（工事の施行及び製造の請負並びに工事用原材料の購入に係るものについては3

億円) 未満の予算の執行

- 18 節間の予算流用の承認申請
- 19 所属かいに対する予算の令達
- 20 支出命令
- 21 国庫支出金に係る申請書, 請求書, 成績書, 決算書等の提出及びそれらの受入れ
- 22 1 件の予定価格3,000万円未満の不用品等の売却及び売却の承認
- 23 1 件の予定賃貸料年額若しくは総額又は1 件の評価額3,000万円未満の物品の貸付け, 交換及び減額譲渡並びにその承認
- 24 関係職員の譲受けを制限しない物品に係る1 件の評価額100万円未満のものの不用の決定及びその譲受けの承認
- 25 1 件の予定使用料年額又は総額1,000万円未満の行政財産の使用許可
- 26 前5 項に規定するもののほか, 1 件の金額1 億円未満の税外諸収入の受入れ
- 27 債権額3,000万円未満の債務の履行延期の特約等の承認
- 28 調定の通知
- 29 1 件の評価額又は総額3,000万円未満の財産の寄付受入れの決定
- 30 1 件の取得価格又は評価額3,000万円未満の不用品等の棄却及び棄却の承認
- 31 1 件の金額100万円未満の使用料, 手数料, 貸付料等に係る減免及

億円) 未満の予算の執行

- 19 節間の予算流用の承認申請
- 20 所属かいに対する予算の令達
- 21 支出命令
- 22 国庫支出金に係る申請書, 請求書, 成績書, 決算書等の提出及びそれらの受入れ
- 23 1 件の予定価格3,000万円未満の不用品等の売却及び売却の承認
- 24 1 件の予定賃貸料年額若しくは総額又は1 件の評価額3,000万円未満の物品の貸付け, 交換及び減額譲渡並びにその承認
- 25 関係職員の譲受けを制限しない物品に係る1 件の評価額100万円未満のものの不用の決定及びその譲受けの承認
- 26 1 件の予定使用料年額又は総額1,000万円未満の行政財産の使用許可
- 27 前5 項に規定するもののほか, 1 件の金額1 億円未満の税外諸収入の受入れ
- 28 債権額3,000万円未満の債務の履行延期の特約等の承認
- 29 調定の通知
- 30 1 件の評価額又は総額3,000万円未満の財産の寄付受入れの決定
- 31 1 件の取得価格又は評価額3,000万円未満の不用品等の棄却及び棄却の承認
- 32 1 件の金額100万円未満の使用料, 手数料, 貸付料等に係る減免及

びその他の権利の放棄並びに分割納付及び返還の認定

32 1 件の評価額5,000万円未満の財産の用途廃止等の決定

33 軽易な事務事業の計画及び実施方針の決定並びにその変更

34 軽易な研修及び講習の実施

35 許可, 認可, 承認, 指定等並びにそれらの変更, 制限等の命令及び取消し (比較的重要なものを除く。)

36 認定及び確認 (比較的重要なものを除く。)

37 登録及びその変更又は取消し (比較的重要なものを除く。)

38 検査, 調査, 報告の徴収, 資料の提出要求その他の監督 (比較的重要なものを除く。)

39 申請, 通知, 通報, 送付, 届出, 進達, 催告等及びそれらの受理 (比較的重要なものを除く。)

40 事実証明及び謄本, 抄本等の交付

41 国, 公共団体等との軽易な協議等

42 教育事務所及び学校その他の教育機関の長以外の職員, 市町村教育委員会事務局職員等の会議の開催

43 各種行事の共催及び後援の承認 (比較的重要なものを除く。)

44 損害賠償の処理 (比較的重要なものを除く。)

45 軽易な陳情, 請願等の処理

46 事務処理に付随する照会, 回答, 調査, 督促等

47 広報資料その他の資料の収集, 作成及び配布

びその他の権利の放棄並びに分割納付及び返還の認定

33 1 件の評価額5,000万円未満の財産の用途廃止等の決定

34 軽易な事務事業の計画及び実施方針の決定並びにその変更

35 軽易な研修及び講習の実施

36 許可, 認可, 承認, 指定等並びにそれらの変更, 制限等の命令及び取消し (比較的重要なものを除く。)

37 認定及び確認 (比較的重要なものを除く。)

38 登録及びその変更又は取消し (比較的重要なものを除く。)

39 検査, 調査, 報告の徴収, 資料の提出要求その他の監督 (比較的重要なものを除く。)

40 申請, 通知, 通報, 送付, 届出, 進達, 催告等及びそれらの受理 (比較的重要なものを除く。)

41 事実証明及び謄本, 抄本等の交付

42 国, 公共団体等との軽易な協議等

43 教育事務所及び学校その他の教育機関の長以外の職員, 市町村教育委員会事務局職員等の会議の開催

44 各種行事の共催及び後援の承認 (比較的重要なものを除く。)

45 損害賠償の処理 (比較的重要なものを除く。)

46 軽易な陳情, 請願等の処理

47 事務処理に付随する照会, 回答, 調査, 督促等

48 広報資料その他の資料の収集, 作成及び配布

48 重要な保存文書その他の資料の閲覧許可

49 登記の嘱託（県立学校に係るものを除く。）

50 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に関する次のこと（教育事務所及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関で行うものを除く。）。

(1) 第7条第1項及び第2項の規定による発注の見通しに関する事項の公表（1件の予定価格3億円未満の工事に係るものに限る。次号において同じ。）

(2) 第8条の規定による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表

(3) 第14条の規定による措置

51 前各項に規定する事務に関する告示及び公告

52 その他所掌する事務に付随して生ずる前各項に類すると認められる事項の処理

別表第3 部長及び課長の個別的専決事項

2 学校教育部

課	部長専決事項	課長専決事項
高校教育課	(略)	1～8 (略) 9 茨城県県立学校管理規則に関する次のこと（中学校、高等学校及び中等教育学校に係るもの並

49 重要な保存文書その他の資料の閲覧許可

50 登記の嘱託（県立学校に係るものを除く。）

51 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に関する次のこと（教育事務所及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関で行うものを除く。）。

(1) 第7条第1項及び第2項の規定による発注の見通しに関する事項の公表（1件の予定価格3億円未満の工事に係るものに限る。次号において同じ。）

(2) 第8条の規定による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表

(3) 第14条の規定による措置

52 前各項に規定する事務に関する告示及び公告

53 その他所掌する事務に付随して生ずる前各項に類すると認められる事項の処理

別表第3 部長及び課長の個別的専決事項

2 学校教育部

課	部長専決事項	課長専決事項
高校教育課	(略)	1～8 (略) 9 茨城県県立学校管理規則に関する次のこと（中学校、高等学校及び中等教育学校に係るもの並

		びに特別支援学校の事務職員、技術職員、学校栄養職員及び技能労務職員に係るものに限る。）。 (1)～(12) (略) <u>(13) 削除</u> <u>(14) 削除</u> <u>(13)</u> 第41条第2項の規定による施設・設備の利用の許可に対する指示 <u>(14)</u> 第44条の規定による事故発生の報告の受理（伝染病、集団疾病等に係るものを			びに特別支援学校の事務職員、技術職員、学校栄養職員及び技能労務職員に係るものに限る。）。 (1)～(12) (略) <u>(13) 第38条第2項の規定による生徒の退学処分等の報告の受理</u> <u>(14) 第39条第2項の規定による出席停止の報告のうち、児童及び生徒の性行不良に係る出席停止の報告の受理</u> <u>(15)</u> 第41条第2項の規定による施設・設備の利用の許可に対する指示 <u>(16)</u> 第44条の規定による事故発生の報告の受理（伝染病、集団疾病等に係るものを
--	--	---	--	--	--

		除く。) (略)			除く。) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>生徒支援・いじめ対策推進室</u>		<u>1 茨城県県立学校管理規則に関する次のこと（中学校, 高等学校及び中等教育学校に係るものに限る。）。</u> <u>(1) 第38条第2項の規定による生徒の退学処分等の報告の受理</u> <u>(2) 第39条第2項の規定による出席停止の報告のうち, 児童及び生徒の性行不良に係る出席停止の報告の受理</u>			

茨城県教育委員会教育長事務委任規程 新旧対照表

改正案	現行
別表第1 教育事務所長等に対する共通委任事項 <u>(削除)</u> <u>1</u> 職員の所属内部組織及び事務分担の決定（役付職の所属内部組織の決定を除く。） <u>2</u> 職員の職務専念義務の免除（教育事務所長等及び専ら職員団体の業務に従事する者に係るものを除く。）並びに週休日及び勤務時間の割振り並びに休日勤務に係る勤務の免除 <u>3</u> 職員の年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認（教育事務所長等の引き続き4日以上ものを除く。） <u>4</u> 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第9条第1項の規定による職員の部分休業の承認及び同条第3項において準用する育児休業法第5条第2項の規定による職員の部分休業の承認の取消し <u>5</u> 職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、日直勤務及び宿直勤務の命令 <u>6</u> 職員の旅行命令及びその復命の受理（教育事務所長等の引き続き4日以上の県外旅行に係るものを除く。） <u>7</u> 職員の扶養親族の認定 <u>8</u> 職員の通勤手当に係る確認及び決定 <u>9</u> 職員の初任給調整手当に係る認定	別表第1 教育事務所長等に対する共通委任事項 <u>1</u> 茨城県教育委員会臨時職員管理規程（昭和51年茨城県教育委員会教育長訓令第2号）第2条に規定する臨時職員の任免その他の人事及び給与の決定 <u>2</u> 職員の所属内部組織及び事務分担の決定（役付職の所属内部組織の決定を除く。） <u>3</u> 職員の職務専念義務の免除（教育事務所長等及び専ら職員団体の業務に従事する者に係るものを除く。）並びに週休日及び勤務時間の割振り並びに休日勤務に係る勤務の免除 <u>4</u> 職員の年次休暇に係る時季変更並びに療養休暇及び特別休暇の承認（教育事務所長等の引き続き4日以上ものを除く。） <u>5</u> 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第9条第1項の規定による職員の部分休業の承認及び同条第3項において準用する育児休業法第5条第2項の規定による職員の部分休業の承認の取消し <u>6</u> 職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、日直勤務及び宿直勤務の命令 <u>7</u> 職員の旅行命令及びその復命の受理（教育事務所長等の引き続き4日以上の県外旅行に係るものを除く。） <u>8</u> 職員の扶養親族の認定 <u>9</u> 職員の通勤手当に係る確認及び決定 <u>10</u> 職員の初任給調整手当に係る認定

- 10 職員の住居手当に係る確認及び決定
- 11 職員の単身赴任手当に係る確認及び決定
- 12 職員の児童手当に係る認定
- 13 職員の子ども手当に係る認定
- 14 職員の服務に関する諸届の受理（教育事務所長等に係るものを除く。）
- 15 事実証明及び謄本、抄本等の交付
- 16 保存文書その他資料の閲覧許可
- 17 事務処理に付随する申請、催告、通知、照会、回答、届出等並びにそれらの受理及び処理
- 18 事務処理に付随する調査の実施及び資料の収集
- 19 軽易な褒賞
- 20 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に関する次のこと。
- （1） 第7条の規定による発注の見通しに関する事項の公表（1件の予定価格が1億円未満の工事に係るものに限る。次号において同じ。）
- （2） 第8条の規定による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表
- （3） 第11条の規定による通知（茨城県知事の建設業の許可を受けた建設業者に係るものに限る。）
- （4） 第14条の規定による措置
- 21 その他所掌する事務に付随して生ずる事項の処理

- 11 職員の住居手当に係る確認及び決定
- 12 職員の単身赴任手当に係る確認及び決定
- 13 職員の児童手当に係る認定
- 14 職員の子ども手当に係る認定
- 15 職員の服務に関する諸届の受理（教育事務所長等に係るものを除く。）
- 16 事実証明及び謄本、抄本等の交付
- 17 保存文書その他資料の閲覧許可
- 18 事務処理に付随する申請、催告、通知、照会、回答、届出等並びにそれらの受理及び処理
- 19 事務処理に付随する調査の実施及び資料の収集
- 20 軽易な褒賞
- 21 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に関する次のこと。
- （1） 第7条の規定による発注の見通しに関する事項の公表（1件の予定価格が1億円未満の工事に係るものに限る。次号において同じ。）
- （2） 第8条の規定による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表
- （3） 第11条の規定による通知（茨城県知事の建設業の許可を受けた建設業者に係るものに限る。）
- （4） 第14条の規定による措置
- 22 その他所掌する事務に付随して生ずる事項の処理

茨城県教育庁事務代決規程 新旧対照表

改正案	現行
第1条 この規程は、教育長、部長、本庁の課長（私学振興室<u>及び生徒支援・いじめ対策推進室</u>の室長を含む。以下同じ。）、課内室の室長（以下「課内室長」という。）、課長補佐（私学振興室<u>及び生徒支援・いじめ対策推進室</u>の室長補佐を含む。以下同じ。）、課内室の室長補佐（以下「課内室長補佐」という。）及び係長並びに教育事務所の所長、次長及び課長が不在のとき又は事故があるとき若しくは欠けたとき（教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときを除く。以下「不在」という。）におけるこれらの者が処理することとされている事務の決裁に関し、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規程は、教育長、部長、本庁の課長（私学振興室_____の室長を含む。以下同じ。）、課内室の室長（以下「課内室長」という。）、課長補佐（私学振興室_____の室長補佐を含む。以下同じ。）、課内室の室長補佐（以下「課内室長補佐」という。）及び係長並びに教育事務所の所長、次長及び課長が不在のとき又は事故があるとき若しくは欠けたとき（教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときを除く。以下「不在」という。）におけるこれらの者が処理することとされている事務の決裁に関し、必要な事項を定めるものとする。

茨城県教育庁等職員服務規程 新旧対照表

改正案	現行
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 所属長 本庁の課長(私学振興室及び生徒支援・いじめ対策推進室の室長を含む。以下同じ。)及び出先機関等の長をいう。ただし、茨城県教育委員会教育長事務委任規程(昭和40年茨城県教育委員会訓令第7号)及び茨城県教育庁等事務専決規程(昭和40年茨城県教育委員会訓令第8号)の規定により職員の提出する願、届等を受理し、又は許可、承認等を与える権限を有する者が所属長と異なる場合においては、当該決裁権を有する者をいう。 (昭46教委訓令7・昭55教委訓令3・平10教委訓令1・平21教委訓令3・令5教委訓令8・一部改正) (願、届、報告等の提出手続) 第4条 (略) 2 この訓令に基づき、所属長が提出する所属職員の服務に関する報告は、総務課長に提出するものとする。この場合において、所属職員には、当該所属長を含め、所属長が本庁の課長であるときは、当該課(私学振興室及び生徒支援・いじめ対策推進室を含む。以下同じ。)付の	(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 所属長 本庁の課長(私学振興室_____の室長を含む。以下同じ。)及び出先機関等の長をいう。ただし、茨城県教育委員会教育長事務委任規程(昭和40年茨城県教育委員会訓令第7号)及び茨城県教育庁等事務専決規程(昭和40年茨城県教育委員会訓令第8号)の規定により職員の提出する願、届等を受理し、又は許可、承認等を与える権限を有する者が所属長と異なる場合においては、当該決裁権を有する者をいう。 (昭46教委訓令7・昭55教委訓令3・平10教委訓令1・平21教委訓令3・令5教委訓令8・一部改正) (願、届、報告等の提出手続) 第4条 (略) 2 この訓令に基づき、所属長が提出する所属職員の服務に関する報告は、総務課長に提出するものとする。この場合において、所属職員には、当該所属長を含め、所属長が本庁の課長であるときは、当該課(私学振興室_____を含む。以下同じ。)付の

副参事を，総務課長であるときは，部長及び参事を，その所属職員に含めるものとする。

3 (略)

副参事を，総務課長であるときは，部長及び参事を，その所属職員に含めるものとする。

3 (略)

茨城県教育庁文書管理規程 新旧対照表

改正案		現行	
別表第1 本庁の課又は教育事務所を表示する記号（第12条）		別表第1 本庁の課又は教育事務所を表示する記号（第12条）	
組織区分	記号	組織区分	記号
本庁	総務企画部	総務課〔教総〕，財務課〔教財〕，生涯学習課〔生学〕，文化課〔文〕，私学振興室〔私振〕	総務課〔教総〕，財務課〔教財〕，生涯学習課〔生学〕，文化課〔文〕，私学振興室〔私振〕
	学校教育部	教育改革課〔教改〕，義務教育課〔義教〕，高校教育課〔高教〕，特別支援教育課〔特教〕，保健体育課〔保体〕， <u>生徒支援・いじめ対策推進室〔生支〕</u>	教育改革課〔教改〕，義務教育課〔義教〕，高校教育課〔高教〕，特別支援教育課〔特教〕，保健体育課〔保体〕
教育事務所	水戸教育事務所〔水教〕 県北教育事務所〔北教〕 鹿行教育事務所〔鹿教〕 県南教育事務所〔南教〕 県西教育事務所〔西教〕	教育事務所	水戸教育事務所〔水教〕 県北教育事務所〔北教〕 鹿行教育事務所〔鹿教〕 県南教育事務所〔南教〕 県西教育事務所〔西教〕

茨城県教育委員会事務専決規程 新旧対照表

改正案	現行
第3条 教育委員会は、規則第2条第14号から第27号までに掲げる事務（当該事務に関する告示及び公告をすることを含む。）、国又は県の行う重要な褒賞についての推薦及び次の各号に掲げる職員以外の職員の任免その他の人事（懲戒処分及び分限免職処分を除く。）を行うことについて、教育長に常時専決させるものとする。 (1) 部長、参事、本庁の課長（私学振興室及び生徒支援・いじめ対策推進室の室長を含む。以下同じ。）、教育事務所長、学校以外の教育機関の長及びこれらの職に相当する職層の職員 （略）	第3条 教育委員会は、規則第2条第14号から第27号までに掲げる事務（当該事務に関する告示及び公告をすることを含む。）、国又は県の行う重要な褒賞についての推薦及び次の各号に掲げる職員以外の職員の任免その他の人事（懲戒処分及び分限免職処分を除く。）を行うことについて、教育長に常時専決させるものとする。 (1) 部長、参事、本庁の課長（私学振興室_____の室長を含む。以下同じ。）、教育事務所長、学校以外の教育機関の長及びこれらの職に相当する職層の職員 （略）

茨城県教育庁等事務専決規程等の改正について

1 改正する訓令

茨城県教育庁等事務専決規程

茨城県教育委員会教育長事務委任規程

茨城県教育庁事務代決規程

茨城県教育庁等職員服務規程

茨城県教育庁文書管理規程

茨城県教育委員会事務専決規程

2 改正内容

(1) 生徒支援・いじめ対策推進室の設置（学校教育部）

いじめ事案等の増加に対し学校種を問わず対応できる体制とすることで、児童や生徒への支援を強化するため、生徒支援・いじめ対策推進室を設置することに伴い、所要の改正を行うもの。

(2) その他所要の改正

3 施行年月日

令和7年4月1日

茨城県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和 4 年文部科学省令第 5 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、茨城県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、省令第 3 条第 1 項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者として、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識経験を有する者その他茨城県教育委員会が適当と認める者のうちから任命する。

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第 4 条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議並びに会長及び省令第 4 条第 3 項の委員が欠けたときの会議は、教育長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審査会の議事に利害関係を有する委員は、当該議事の議決に加わるできない。

4 審査会の会議は、公開しない。

(参考人)

第 5 条 審査会は、会議において、審査のため必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 審査会の庶務は、教育庁学校教育部教育改革課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 7 年 3 月 21 日提出

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

(提案理由)

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和 4 年文部科学省令第 5 号）の施行に伴い、同令に定めるもののほか、都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、制定するもの

茨城県教育職員免許状再授与審査会規則の概要

1 制定の趣旨

令和3年6月4日に教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）が公布され、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者）に再び教育職員免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育委員会の設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない旨が規定され、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定めることとされた。

これを受け、令和4年3月18日に教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）が公布され、委員の任命及び任期、審査会の代表、議決方法等について規定され、その他審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めることとされた。

なお、令和4年3月18日付け3文科教第1380号文部科学省総合教育政策局長通知「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則の公布について」には、法の施行の日は令和4年4月1日であり、特定免許状失効者等となった者の免許状取得に関しては、懲戒免職の場合には3年間の欠格期間が生じることを踏まえると、「再授与審査が行われるのは定常的には令和7年度以降となる」とあるため、この度、制定するものである。

2 内容

- （1）趣旨に係る規定（第1条） 規則で定める事項
- （2）組織に係る規定（第2条） 委員の数
- （3）委員に係る規定（第3条） 委員の構成、守秘義務
- （4）会議に係る規定（第4条） 招集権者、利害関係を有する委員の除斥
- （5）参考人に係る規定（第5条） 参考人の意見聴取
- （6）庶務に係る規定（第6条） 庶務を処理する部署
- （7）委任に係る規定（第7条） 委任

3 施行期日

公布の日

【参考】

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 (令和三年法律第五十七号)

(特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例)

第二十二條 特定免許状失効者等（教育職員免許法第五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。）については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。

2 都道府県教育委員会は、前項の規定により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県教育委員会は、教育職員免許法第十条第二項（同法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により特定免許状失効者等から失効した免許状の返納を受けることとなった都道府県教育委員会その他の関係機関に対し、当該特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を調査するために必要な情報の提供を求めることができる。

(都道府県教育職員免許状再授与審査会)

第二十三條 前条第二項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。

2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則 (令和四年文部科学省令第五号)

第三條 都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の委員は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第六條 前三条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県教育委員会規則で定める。

骨子

※令和5年6月23日公布の刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の規定により令和5年7月13日一部改正

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止、基本理念（学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）、文部科学大臣による基本的な指針の作成、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（データベースの整備等）、**特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例**等について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、**令和4年4月1日**。データベース関係の規定は、令和5年4月1日。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者
教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員
特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等（第2条第3項）：

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること、
 - ② 児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること、
 - ③ 刑法第182条（面会要求、自撮り要求等）、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為、
 - ④ 痴漢行為又は盗撮行為、 ⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

法施行前の行為による失効等

免許状が失効等となった**原因が児童生徒性暴力等であっても、免許法に定める形式的な要件（学位＋修得単位等）を満たせば、授与しなければならない**

法施行後の行為による失効等

法が定める各施策

基本的な指針

- 各施策を総合的かつ効果的に推進するため文部科学大臣が策定。（第12条）
※ 作成・変更の際は内閣総理大臣（こども家庭庁）との協議を実施。
 - 法に定める内容の他、右の内容等を明記。
- ・ 児童生徒性暴力等については原則懲戒免職処分とすべきこと
 - ・ データベースには、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積
 - ・ 採用希望者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**（第13条・第14条）
 - ・ 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - ・ 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**（第7条・第15条）
 - ・ 国によるデータベースの整備、都道府県・教委による迅速な記録の実施教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**（第16条）
 - ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**（第17条）
 - ・ 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**（第18条・第19条）
 - ・ 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・ 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護・支援**（第20条）
⇒ 上記の規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者についても準用（第21条）

教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**（第22条）
 - ・ 免許状の失効等の**原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能**
 - ・ **再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと**
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**（第23条）
 - ・ 都道府県教委に設置
 - ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

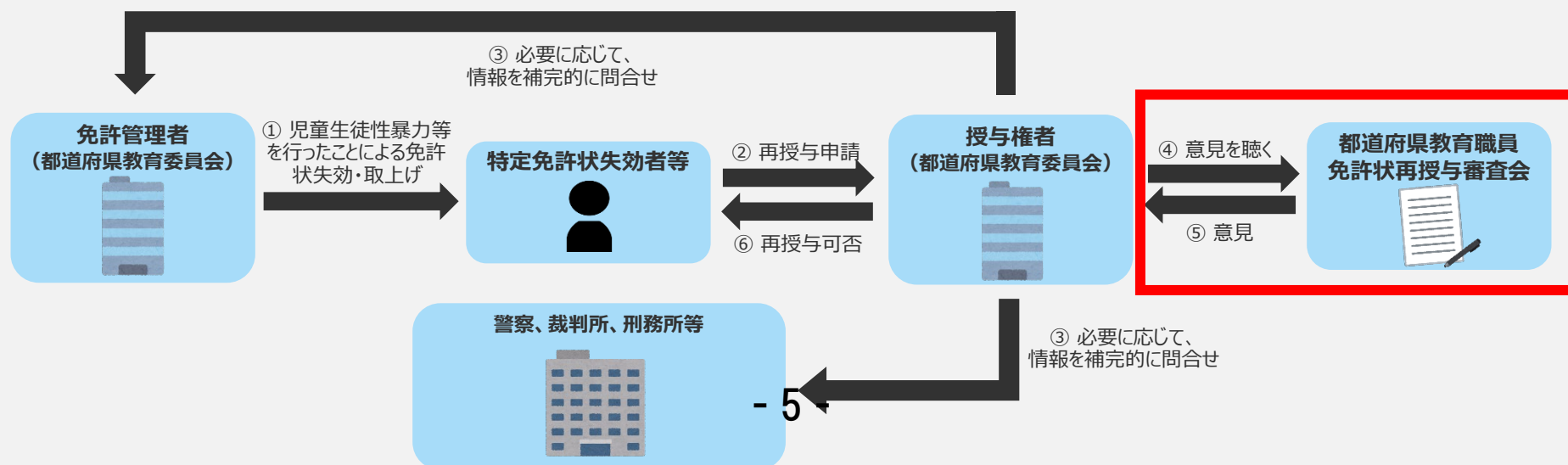
再授与審査の基本的な考え方

- 児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならないということが、再授与審査の基本的な趣旨。
- 授与権者は、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断することが求められる。
- 法の基本理念（教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）を踏まえ、再授与を行うためには、**少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要であり、児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当**である。
- **免許状の再授与が適当であることの証明責任は申請者自身にあり**、当該申請者自身が必要書類を調べ、授与権者に提出する必要がある。（※再授与審査における主な考慮要素及び提出書類例は次頁及び次々頁参照）

都道府県教育職員免許状再授与審査会

- 児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（**医療、心理、福祉、法律の専門家等**）で構成し、当該児童生徒性暴力等の事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（**第三者**）により、**原則として、出席委員の全会一致をもって議決**を行う。

再授与審査フロー



茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令

茨城県県立学校処務規程（昭和43年茨城県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第4 茨城県立つくば工科高等学校の項を削る。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月21日提出

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

（提案理由）

県立高等学校改革プラン実施プランⅠ期（第2部）に基づく学校改編により、つくば工科高等学校が閉校となることに伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨城県県立学校処務規程 新旧対照表

改 正 案	現 行																								
別表第4 学校を表示する記号 <table border="1"> <thead> <tr> <th>校名</th><th>記号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県立日立第一高等学校附属中学校</td><td>日一附中</td></tr> <tr> <td>茨城県立竹園高等学校</td><td>竹園</td></tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr> <tr> <td>茨城県立つくばサイエンス高等学校</td><td>つサ</td></tr> <tr> <td>茨城県立境特別支援学校</td><td>境特</td></tr> </tbody> </table>	校名	記号	茨城県立日立第一高等学校附属中学校	日一附中	茨城県立竹園高等学校	竹園	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	茨城県立つくばサイエンス高等学校	つサ	茨城県立境特別支援学校	境特	別表第4 学校を表示する記号 <table border="1"> <thead> <tr> <th>校名</th><th>記号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県立日立第一高等学校附属中学校</td><td>日一附中</td></tr> <tr> <td>茨城県立竹園高等学校</td><td>竹園</td></tr> <tr> <td><u>茨城県立つくば工科高等学校</u></td><td><u>つ工</u></td></tr> <tr> <td>茨城県立つくばサイエンス高等学校</td><td>つサ</td></tr> <tr> <td>茨城県立境特別支援学校</td><td>境特</td></tr> </tbody> </table>	校名	記号	茨城県立日立第一高等学校附属中学校	日一附中	茨城県立竹園高等学校	竹園	<u>茨城県立つくば工科高等学校</u>	<u>つ工</u>	茨城県立つくばサイエンス高等学校	つサ	茨城県立境特別支援学校	境特
校名	記号																								
茨城県立日立第一高等学校附属中学校	日一附中																								
茨城県立竹園高等学校	竹園																								
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																								
茨城県立つくばサイエンス高等学校	つサ																								
茨城県立境特別支援学校	境特																								
校名	記号																								
茨城県立日立第一高等学校附属中学校	日一附中																								
茨城県立竹園高等学校	竹園																								
<u>茨城県立つくば工科高等学校</u>	<u>つ工</u>																								
茨城県立つくばサイエンス高等学校	つサ																								
茨城県立境特別支援学校	境特																								

第 55 号議案

茨城県立里美野外活動センター管理規則を廃止する規則

茨城県立里美野外活動センター管理規則（昭和 47 年 3 月 30 日教育委員会規則第 11 号）は、廃止する。

令和 7 年 3 月 21 日提出

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

（提案理由）

茨城県立里美野外活動センターを令和 6 年 10 月 1 日に民間譲渡したことに伴い、茨城県立里美野外活動センター管理規則を廃止をしようとするものである。